

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成16年3月8日制定
(省略)

平成29年4月27日一部改正
平成31年4月23日一部改正
令和3年4月28日一部改正
公益社団法人沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）が貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「環境対応車」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金（以下「国の補助金」という。）交付要綱」の定義に該当するもののうち、全ト協が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。
- (2) 「事業者」とは、環境対応車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を見たる者をいう。
 - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること。
 - イ 月額リース料金への助成金相当分の反映もしくは助成金全額の還付により貸渡し先に対して確実に還元すること。
- (4) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
- (5) 「事業完了日」とは、新車の場合は新規登録の、使用過程にあるディーゼル車からの改造の場合は構造等変更検査の日付をいう。

(助成の対象事業)

第3条 沖ト協は、事業者又はリース事業者（以下「助成対象事業者」という。）が環境対応車導入に対する助成事業を活用する場合、その助成の一部に充てるための助成金を、予算の範囲内で交付する。

2 沖ト協は、前項の助成を行うため、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等の公的な助成制度を積極的に活用する。

(助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。ただし、使用過程にあるディーゼル車からの改造にあたってはその限りではない。

(交付申請)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、環境対応車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、沖ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 沖ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により当該助成対象事業者に通知する。

2 沖ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）を、購入による導入のときは、環境対応車導入促進助成事業実績報告書（購入）を沖ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 沖ト協は、前条の環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース又は購入）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は運送事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は運送事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を沖ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を沖ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、沖ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1)助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づ

く処分に違反したとき。

(2)事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3)差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4)助成対象事業者が当協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、沖ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく沖ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ沖ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(報告)

第13条 沖ト協は、第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成16年3月8日)

第1条 本要綱は平成16年4月1日より適用する。

(省略)

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成27年4月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則) (平成29年4月27日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成31年4月23日)

第1条 本要綱は平成31年4月1日より適用する。